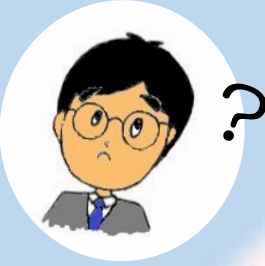


そもそも…

自治基本条例ってなあに？



自治基本条例とは

市と市民が協力してまちづくりをするための条例です。

たくさんの方が、まちづくりに参加しやすいように、**参加する方法**や**ルール**を定めています。

*ここでいう「まちづくり」とは…？

市が行う公共施設の整備や行政サービス等に限らず、市民の自主的な活動などを含む**すべての公共的な活動**のことです。

まちづくりを推進することで、**栃木市がよい住みやすい魅力あるまち**になります。

さあ！

すてきな栃木市

をつくろう！

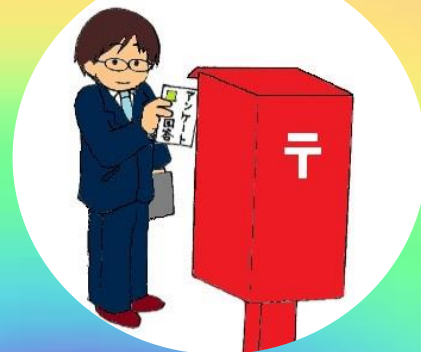
地域の人との交流でまちづくり



審議会の議論でまちづくり



意見提案でまちづくり



お祭参加でまちづくり



イベント委員でまちづくり



地域のお掃除でまちづくり



栃木市の魅力発信でまちづくり



特に大切な5つのルール

人権尊重

市民はまちづくりにおいて平等です！
それぞれの立場を尊重しましょう

自然との共生

自然環境への影響に配慮して
自然との調和を大切にしましょう

情報共有

市政の情報は市民参画や協働の材料です
市民と市は情報を共有しましょう

市民参画

まちづくりへの市民参画は必要不可欠！
市民には参画の機会が保証されています

協働

まちづくりは、市民と市が協働して
推進しましょう

なんだか難しそうだな…
まちづくりって実際どう
いうことをするの？
忙しくてまちづくり活動
に関わる時間がないし…

裏面に具体的な実践例を
挙げています！
あなたが普段やっている
ことも、実はまちづくりの
一環かも…？

栃木市 経営管理部 総務課
行政管理係

Tel 0282-21-2342

Fax 0282-21-2674

E-mail soumu@city.tochigi.lg.jp

ぞうだ！
自治基本条例で
まちづくりを！